



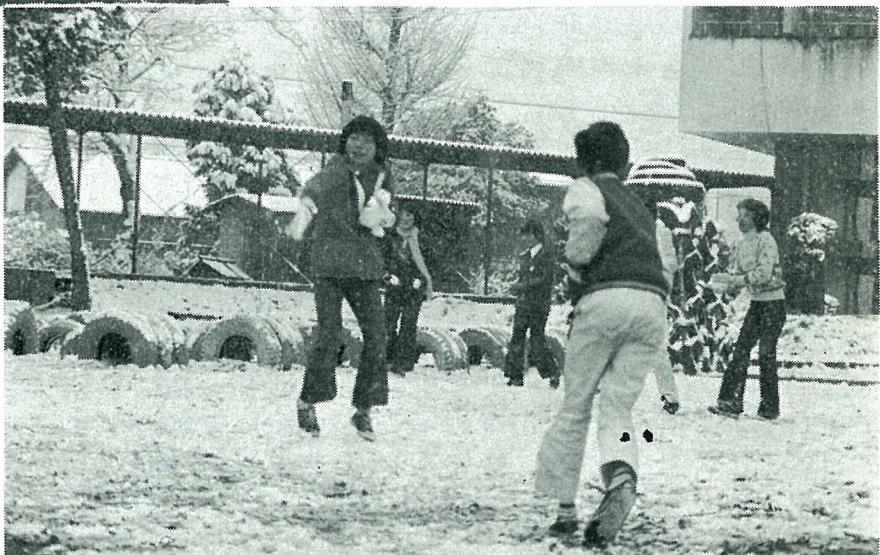
No. 77

人口の動き

総 人 口	10,293 人
男	4,618 人
女	5,680 人
世帯 数	2,434 戸
転 入	23 人
転 出	29 人

(12月末住民登録人口より)

発行／岐阜県川辺町 ■ 編集／川辺町役場総務課 ■ 印刷／中部印刷 KK



雪とたわむれる

あたり一面まつ白に積もった雪
子どもたちの笑顔がおどる
頭の上を冷たい風が吹きぬける
その風にのって雪が舞い落ちる
子どもたちのはおは赤く変わっている
その手はもう寒さでしびれていることだろう
しかし彼らは雪遊びをやめようとはしない
先生の声が聞こえる
「はやく中へはいりなさい」
でも子どもたちはまだ雪合戦に興じている



土地利用基本計画などを定める

国土
計画
法

限られた資源を生かして使うために

昨年十二月に国土利用計画法が施行されました。これは土地利用基本計画などをもつて、土地の利用に関する法律で、いろいろの土地対策を公共の福祉の増進という立場からより広くおし進めたいこうというものです。私達をとりまく自然環境を守り住宅をはじめとする健康で文化的な生活環境と、私達が生きるために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしができるようになることを目標として、国、都道府県そして市町村が一体となって進めていきます。

この法律の趣旨を理解していただき、住みよい町づくりのためにご協力を願っています。

土地利用対策はみなさんとともに

この法律の特徴は、法律で定められた権限のそ

のほとんどが都道府県知事にゆだねられており、したがって土地利用対策は都道府県知事と町のみさんが主体となつて進められるこ

とになった点です。

土地利用基本計画の二つの役割

土地利用の基本は公共の福祉

考え方の違いがでてきたところもあります。土地利用基本計画は、この考え方のくい違いが生じないようになるためにつくられるものです。

もう一つは、土地の売買などをする場合、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準となる役割です。

土地利用基本計画は、都道府県知事が市町村長の意向を十分に汲みとり、国の承認を受けたうえで定めます。

この計画には二つの役割があります。その一つは都市計画法や農振法などによるこの計画に関係するほかの法律によって定められる土地利用計画の基本となる役割です。

現在、土地の利用については、都道府県計画法、農振法などいろいろな法律がありますが、これがたがいに重複している場合があるうえ

土地取引に許可の
いる区域

都道府県知事は、土地所有者がその土地を利用する考えがないのに将来の値上がりだけを期待して土地取引がさかんに行われるとか地価の値上がりが激しくなるとかまたはその危険性があるような地域については、土地の取引に許可が必要となる区域（規制区域）と定めることになっています。

これにより規制区域内で土地の売買などの契約をするときは知事の許可が必要となります。相続贈与などの場合は必要ありません。土地を売買（貸借）する人は、売買の予定価格や利用目的などを明らかにした申請書を町を通して提出してもらいます。この場合、売買価格がその土地の値段として適正でないとき、あるいは利用目的に問題があるときは知事は許可できないことになります。

許可を受けられなければ、当然売買契約をすることはできませんし、登記所に行つても許可書がなければ受けつけてもらえないません。もしこのように不許可になつた場合、その土地の所有者は知事に買い取つてもらうよう求めることができます。土地は適正な価格でその土地を買い取ることになります。

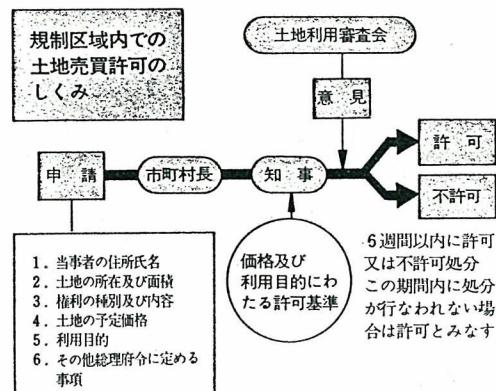
また、土地利用審査会に不服を申し立てることもできます。

届け出が必要な土地の取引

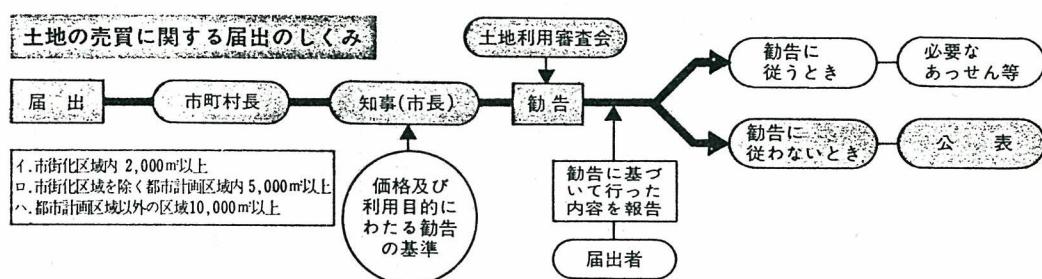
この法律により、定められた広さ以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も買う人（貸借する人）も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を町を通して知事に提出してもらうことになります。

届け出が必要なのは、川辺町の場合五千平方メートル以上の取引とされていますが、開発業者が多数の小さな土地を買収する場合、一つ一つの取引は基準以下でもまとめるところにあってはまるようなときには届け出が必要になります。

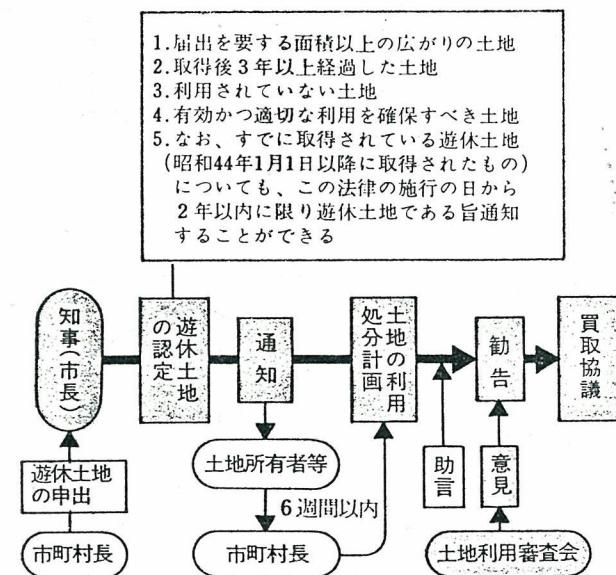
届け出を受けた知事は、土地の価格がまわりの土地の価格とくらべて高すぎるとき、あるいは定められた土地利用の計画とくらべて



みて望ましくないときなどはその土地の取引の中止や価格を下げたりなどするように、売買をする人たちに注意をします。



遊休土地に関する措置



この法律には許可申請や届け出などを守つてもらうために次のような罰則が定められています。もし許可を受けないで土地売買などの契約をした場合は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金届け出をしないで土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについての計画を届け出なかつたり、あるいは偽りの届け出をしたときについては、六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金、届け出をしてから六週間以内に契約した場合は二十万円以下の罰金が科せられます。

この法律には、使われないで遊んでいる土地（遊休土地）について、正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。遊休土地とは、許可または届け出をして契約した土地で、その時から三年以上たつても使われないで遊んでいる土地で定められた広さ（届け出の場合と同じ広さ）以上のもので、またまわりとくらべてみて遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地を

この法律には、使われないで遊んでいる土地（遊休土地）についての定めは、昭和四十四年一月一日以後に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても今後二年間に限つて先に述べたのと同じように取り扱うことになっています。

この法律では許可申請や届け出などを守つてもらうために次のような罰則が定められています。もし許可を受けないで土地売買などの契約をした場合は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金届け出をしないで土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについての計画を届け出なかつたり、あるいは偽りの届け出をしたときについては、六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金、届け出をしてから六週間以内に契約した場合は二十万円以下の罰金が科せられます。

有効に利用

いいます。

このような土地がある場合は、知事はみずからまたは町長の申し出にもとづいてこれを遊休土地であると認め、同時にこのことを土地の所有者に通知します。通知を受けた所有者は、その土地の利用方法などの計画を六週間以内に町を通して知事に届け出ることになっています。

この計画について、知事は必要な忠告をしたり、もし利用の方法などを変えてもらわなければならないときはそのことを所有者に勧告します。もし所有者が聞き入れない場合は、県や町などがその土地の買取りについて所有者と話し合うことになります。

また、この遊休土地についての定めは、昭和四十四年一月一日以後に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても今後二年間に限つて先に述べたのと同じように取り扱うことになっています。

川辺町上水道給水条例きまる

昭和51年の秋に実施予定

昭和五十一年秋頃の給水実施をめざす上水道建設事業は、現在着々と進んでいますが、それに先立ち去年の十二月に開かれた川辺町定例議会で、上水道事業の給水条例が議決されました。

これは、給水方法、工事の方法、水道料金など今後の運営方法についての条例で、その要点は次のようなものです。

□工事費の負担 □

昭和五十年四年三十日までに加入申込みをされた方は、分担金十万円と第一止水栓以降は個人負担となります。昭和五十年五月一日以降に加入する場合は、分担金十万円と給水装置工事（本管から蛇口まで）の必要な工事費を負担していただことになります。

また、工事をするのは、町が指定した上水道事業給水工事指定業者でなければ工事ができません。

すでに各家庭に配管がしてあるものについては、水圧テストレスなどの結果、異常がないと認められればそのまま使用できますが、その場合は現在使用している井戸や表流水などの水源から切り離します

□水を多く使用 □ □される方は □

営業などで水をたくさん使用されるところでは、口径二十ミリ以上以上の管を取り付けなければなりませんので、役場水道課（電話四〇八三）へお問い合わせください。

□水道料金は □

一般家庭用の場合は、一ヶ月の使用料が十立方メートル九百円、超過料金一立方メートルにつき九十円の予定ですが、この料金については給水する時点で再検討することになっています。

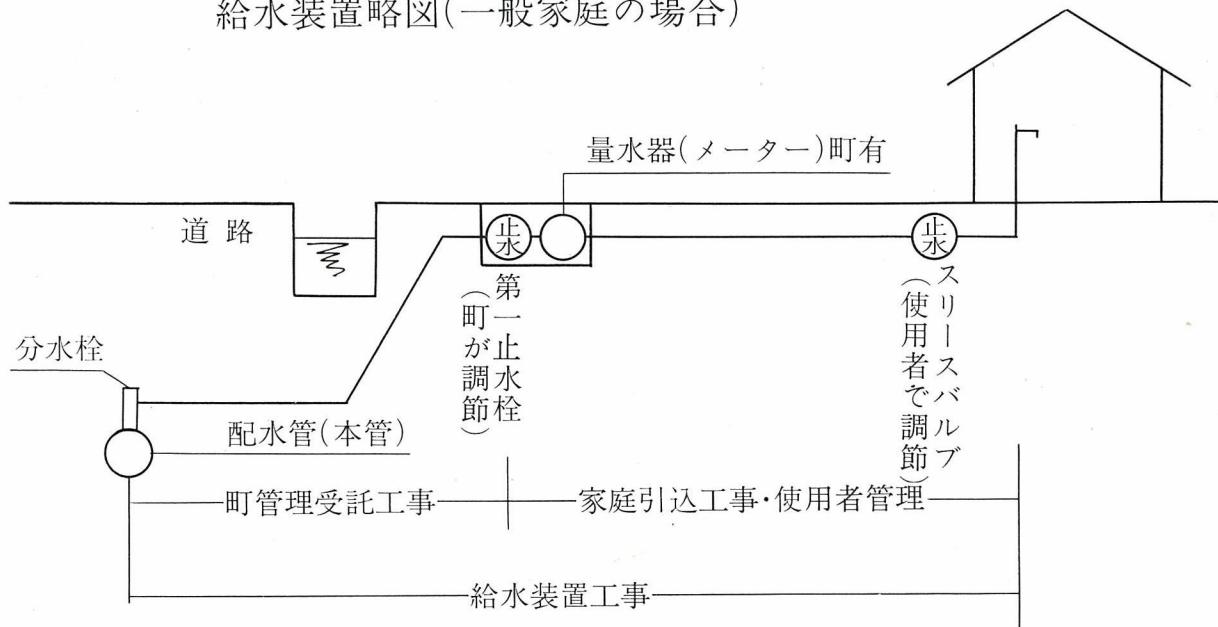
□部落説明会 □

一月下旬に説明会を開きますが日時、場所についてはおつて通知します。

□工事指定業者 □ □の申請 □

指定業者の申請をされようとする人は、川辺町上水道事業給水工事指定業者規則により、指定申請をしてください。

給水装置略図(一般家庭の場合)



- ・給水装置工事は町が規則にもとづき指定した業者でなければできません。
- ・川辺町上水道事業給水工事指定業者については申請のあり次第お知らせします。

議会だより

川辺町消防賞じゅつ金条例を制定

第四回 定例会

第四回定例町議会は、さる十二月十九日から開かれ、川辺町上水道事業給水条例の制定

昭和四十九年度補正予算、ベース改定による

給与関係条例の改正など二十案件について審議されました。

■町議会議員の報酬及び期末手当に関する条例の一部改正

■町教育長の給与、勤務時間、その他勤務条例に関する条例の一
部改正

昭和四十九年四月にさかのぼって、教育長の給料が月額十六万七千二百円に改められました。

■町職員の給与に関する条例の一
部改正

昭和四十九年四月にさかのぼって、教育長の給料が月額十六万七千二百円に改められました。

■町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

町の三役の給料が次のように改定され、昭和四十九年四月にさかのぼって適用されることになりました。

給料月額

町長 二十七万円

助役 二十三万円

収入役 二十万三千円

■人事院の勧告により、国家公務員の給与が昭和四十九年四月にさかのぼって引き上げられることになり、町職員の給与もこれに準じて改定されることになりました。

この改定による町職員の給与の引き上げ率は一九%で、平均給料月額は八万五千八百円となりました。

■町消防賞じゅつ金条例の制定について

消防団員がその職務を遂行し、そのため死亡した場合は殉職者賞

農業委員会などの各委員会と、各種審議会及び協議会の委員長、委員の報酬についても所要の改定がされました。

■町消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部改正

消防団員の報酬が次のように改定されました。

■町災害危険区域住宅移転事業条例の制定について

県が指定した災害危険区域内において、かけ地の崩壊などにより生命に危険を及ぼすおそれのある住宅の移転を行う場合に、助成をして生命の安全を確保するためのものです。

■固定資産評価審査委員会委員の選任について

新しく評価委員に栗山数治氏を選任しました。

■昭和四十九年度補正予算

今回の補正は一般会計、特別会計および水道事業会計とも、給与

じゅつ金として、二百五十万円以上一千五百万円以下、廃疾となつた場合においては障害者賞じゅつ金とされ、授与できることになりました。

町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

合においては障害者賞じゅつ金と

され、授与できることになりました。

これは、公務災害補償等に関する条例の一部改正

を追加し、歳入歳出の予算総額を

それぞれ七億八千九百八十二万七千円としました。

おもなものは、給与改定による

人件費の追加が三千百五十万七千円、このほか固定資産税の電算処理委託料に百八十七万二千円、給食材料及び間食費七十五万五千円、町道下吉田線改良工事として三百万円などとなっています。

△特別会計▽

国保、農業共済の各会計も人件費の追加を主体とした補正を行いました。

国保会計では、人件費に百十三万六千円を追加した他にも八十三万八千円を加え、予算総額を九千七百円としました。

また農業共済会計では、人件費に六十万一千円を追加し予算総額は一千百二十九万円になりました。

昭和四十八年度川辺町一般会計及び特別会計の決算認定について

地方自治法の定めにより、昭和四十八年度一般会計および国民健康保険事業特別会計、農業共済事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計の各会計が認定に付され承認されました。



誇りをもつて

奮起精励を

町長 有本九十九

昭和五十年の新春とともに、成人の日をお迎えになった皆さんに心からお祝いを申し上げます。

いよいよあなたも一人前の成人として、人生のひのき舞台に初登場です。晴れて社会人の一員として正式メンバーに加わったのです。あなたはもとより御家族のお喜びもさぞかしとお察しいたします。今や郷土の信頼と職場の期待と

は、感覚の清新な、しかも責任感の強い新成人のあなた方に集まっています。なにとぞ誇りをもってこの信頼と期待にこたえると共にあなた自身の青春の夢を実現するため、一層奮起精励されますようお祈りして止みません。

ここにアルバムを贈つて記念とし、あなたの洋々たる前途を祝福いたします。

若者らしく

勇気を持つて

きょうの佳き日に、晴れて成人式を迎えた皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

皆さんにとって、きょうまでの二十年間は立派な社会人として巢立つたため、得難い試練の時であったと言えましょう。そして今、その試練の結果血となり肉となつて培われた知性と、からだで、皆さんの理想を自ら実践に移す時がやってきました。若いはり切つた力で、新しい人生を築いて行くのです。

しかし同時に皆さんには二十才を

契機として法律的にいろいろな権利を得るとともに義務を負うべきものと存じます。そしてまた、社会に対しても道徳的な責任を持たねばならないことも認識されるべきでありましょう。

これから行動に当つては、まず熟慮し、かかる後決断して、若者らしく発らつと勇気を持って実際に移されるよう願つてやみません。

今後立派な社会人として活躍されますようお祈り申し上げます。

新しい次代になろう皆さんに、明るい希望と将来へのおおきな期待に胸をふくらませ、めでたく成人式を迎えたことを心からお祝い申し上げます。

わが川辺町は、いま縁と川に恵まれた自然の環境の中で、公害のない明るく豊かな町として健康的で文化的な生活を享受できる町作りをめざして努力しています。これからは郷土になろうみなさんの力強いエネルギーと、あふれる意欲を大いに期待を寄せるものであります。どうか各分野におきまして、将来を望み、広い視野にたつて、りっぱな人間として大きく成長してください。

輝かしい二十才の門出にあたりみなさんの将来を祝福し、お祝いのことばといたします。

将来を望み

広い視野にたつて

議会議長 渡辺諫司

贈ることば



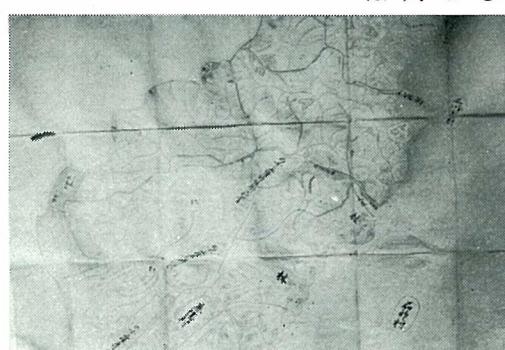
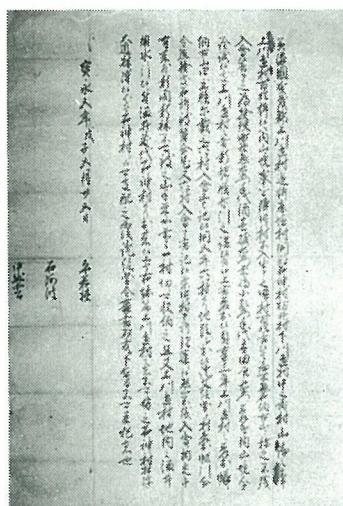
成人の日 おめでとう

石油業界では、昭和五十年二月から無鉛ガソリンの生産を開始することとしていますが、これに伴い農林業機械の使用についても、次の点に留意するようにしてください。

①お手持ちの農林業機械のうち、二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕うん機、ティラーラー、四条植田植機、バインダー、防除機、

も解決がつかないまま江戸幕府へ

発見された幕府裁定書（上）と絵図（下）



（町誌編さん委員、木下尚年）

石油業界では、昭和五十年二月から無鉛ガソリンの生産を開始することとしていますが、これに伴い農林業機械の使用についても、次の点に留意するようにしてください。

①お手持ちの農林業機械のうち、二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕うん機、ティラーラー、四条植田植機、バインダー、防除機、

も解決がつかないまま江戸幕府へ

の間には村々の入山の境界がはつきりしなくなり、地元の代官所で

（上）幕府裁定書
（下）絵図

石油業界では、昭和五十年二月から無鉛ガソリンの生産を開始することとしていますが、これに伴い農林業機械の使用についても、次の点に留意するようにしてください。

①お手持ちの農林業機械のうち、二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕うん機、ティラーラー、四条植田植機、バインダー、防除機、

も解決がつかないまま江戸幕府へ

のうこ山の絵図を発見

今から二百六十年前のもの

町誌編さん室では資料の収集を急いでいます。先日も右神地区でかなりの古文書を発見しましたが、その中にはのうこ山の絵図、記録類もあり、この山の論争についての事実がわかりました。

のうこ山は標高六百三十㍍余りのこの地方で最も高い山で、雑木まぐさ場などは村人にとって貴重な燃料や飼料になつていました。

當時この山へはいる権利をもつていた村は、下川辺、柄井、中之番（中川辺、石神、上川辺、鹿塙の六ヶ村でした。しかし長い年月

出訴となりました。

江戸幕府へ出訴の際は、詳細な理由書とともに口頭説明も必要とされ、六ヶ村の総庄屋助十郎ほかが江戸へ行き何日もかかつてやつ

と採択となりました。そして宝永五年（一七〇九）二月、幕府は検使役として町野惣右衛門ら三人を実地踏査に派遣することにしました。

実地踏査は一ヶ月余も続き、あいち歩いて調査したのでした。その時の様子や村の人々の気苦労などは

以上がのうこ山論争の概要ですが、文化九年（一八一二）に再び

この問題が持ちあがつたことがわきました。皆さんの家に意味のわからぬ古文書がありましたが、お寄せください。また在各村々の庄屋名を整備しておられます。庄屋を経験されたと思われる家の方はお申し出ください。

無鉛ガソリン

農林業機械

にも影響

石油業界では、昭和五十年二月から無鉛ガソリンの生産を開始することとしていますが、これに伴い農林業機械の使用についても、次の点に留意するようにしてください。

①お手持ちの農林業機械のうち、二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕うん機、ティラーラー、四条植田植機、バインダー、防除機、

集材機、土場積込機等について無鉛ガソリンのみを使用しますと、排気弁座が急速に磨耗し、はなはだしい場合は、エンジンが停止します。

②このため、この種の農林業機械については、無鉛化されたレギュラーガソリンに対し、ハイオクガソリンをおおむね一の割合で、混合して使用することが必要です。したがいまして、ガ

ソリンスタンドで給油を受ける際、この旨皆さんの方から申し出てください。

③ガソリンの無鉛化に伴い、今後無鉛ガソリンの使用が可能な農林業機械が販売されることとなります。これらの農林業機械には無鉛ガソリンが使用できる旨明示したステッカーが貼付されることとなりますから、その購入に当つては注意してください。

税知識

青色申告

自分で納得のいく申告と納税をしようとするには、なんといつてもまず青色申告を始めることです。青色申告は、節税と企業の合理化ができます。

始めるにさいし帳簿のつける方など心配の方も多いかと思いますが、別にむづかしい帳簿をつけるわけではありません。やさしい日計式簡易帳簿で結構です。

さて、実際に始めてみて色々疑問もあるかと思います。そこでそのような方のため日本税務協会では記帳から決算、そして申告書の作成等まで、すべて無料で相談や指導を行っています。どうぞご利用ください。

日本税務協会の相談所と相談日

岐阜支所常設相談所

岐阜県酒造会館（二階）

毎週月曜と第二、三、四

木曜日は休みます。

毎月第一、三、四木曜日

に開設します。

国民年金は、六
十歳まで保険料を
かけられることにな
っていますし万一
中途で不幸にして
障害者になつたり
あるいは母子世帯
になった場合にも
受けることができます。
このような年金
を受けるためには
定められた保険料
を納めていることが必要です。もし
車禁止の二点で、速度制限につい
ては当初予定されていた。制限速
度時速三十kmが四十kmに緩和され
ても年金額が少なくなってしま
ます。

都合で一度に全額を納めること
ができないときは、分割で納める
こともできるようになっています。
そこで、社会保険事務所か役場の国
民年金係へおたずねください。

また会社や工場等へ勤められる
ようになって厚生年金保険や共済
組合などに加入されたとき、ある
いはこれらの配偶者になられたの
に、国民年金の資格喪失の手続き
がすんでいない方は、印かんを持
つて役場の国民年金係で手続きを
すませてください。

その他国民年金についてわから
ないことがありましたら遠慮なく
ご相談ください。

老後の安定に

国民年金を納めよう

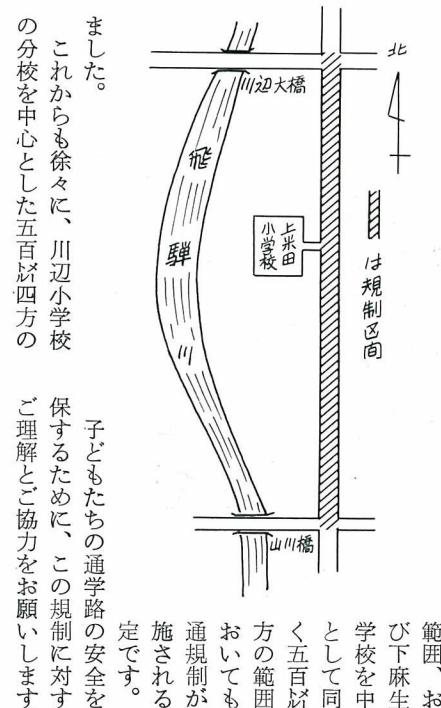
交通規制

ご協力をお願いします

川辺大橋から山川橋まで

以前より、通学路の安全を守る
ため川辺小学校付近にスクールゾ
ーンを設定して交通規制をしてき
ましたが、このほどそれに引き続
いて、昨年十二月より岡のよう
く五百㍍に及ぶ県道七宗と可児線の下吉田川辺大
橋交差点から福島山川橋交差点ま
での区間にも交通規制が実施され
ました。

この規制の内容は速度制限と駐
車禁止の二点で、速度制限につい
ては当初予定されていた。制限速
度時速三十kmが四十kmに緩和され
ました。



これからも徐々に、川辺小学校
の分校を中心とした五百㍍四方の

子どもたちの通学路の安全を確
保するために、この規制に対する
ご理解とご協力をお願いします。
施される予
定です。

なお、すでに申し込みをされ
ている方は、改めて申し込む必
要はありません。

昨年に引き続き、町営比久見
団地の入居者募集をしますので
希望者は、二月二十日までに役
場の土木課まで申し込んでください。

町営住宅の
入居者募集

浄化槽に心を

①洗浄水は十分使用し（一人一日
五十㍑くらい）、つまりやすい物

酸やアルカリなどの大量の洗浄
水を流さないこと。

③送気孔、排気筒はつまらせない
ようにすること。

④消毒液をきらさないようにする
こと。

⑤その他異常があった場合は、清
掃業者か保健所に相談すること

下川辺の丸大スプリング工場
の経営者、木村旭利さんが、交
通安全協会川辺支部へ十万元を
寄託されたことは以前おしらせ
しましたが、支部ではその用途
を考えた結果、交通ルール指導
板を購入することになりこのほ
ど納入されました。

なお、このセットは第一保育
園で保管していますが、町内
あらゆる団体にお貸しすること
になっていますので、おおいに
ご利用ください。

また、あらためて木村さんの
ご好意に対しても厚くお礼申し上
げます。

は流さないようになります。
②浄化槽には、微生物を死滅させ
るような消毒薬、殺虫剤、強い
者岐東衛生社（電話二〇七三）
です。

おしゃせコーナー

ご協力ありがとうございます

人権擁護委員が
変わりました

人権擁護委員が、昨年十一月
十五日付をもって渡辺鉄三氏か
ら桜井言男氏に変わりました。

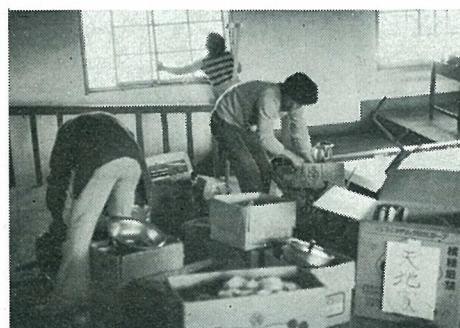
カメラルボ



消防出初式

1月5日、青く晴れわたった空のもとで、消防の出初式が行われました。

昨年の出初式は、石油危機のあおりをこうむって、一斉放水もなく、車による分列行進もないさびしい出初式でしたが、ことしはそのような心配もなく、クライマックスの一斉放水もはなやかに、放水された水は飛騨川の水面へ落下して行きました。



去年の12月1日、川辺町青年団の皆さんのが中央公民館の清掃奉仕をしました。

この公民館は選挙などを除いて、ほとんど使われることがないためよごれ放題になっていましたが、この日の奉仕できれいに整理され、見ちがえるようになりました。

■ 幼児の読書 ■ 子どもに本を読んでやると いうこと



子どもが、まだ文字が読めないころには、比較的なんのこだわりもなく、おかるさんは子供に本を読んであげます。

けれども、子どもがだんだん成長して学齢近くになり、少しづつ字が読めるようになってきますと「もう、字が読めるんだから自分で読みなさい。」と言つて子どもに本を押しやつてしまふおかしさ

が多いようです。そして、今まで子どもに本を読んでやつていると親に頼つてしまつて、子どもに読む力がつかないからどうでしょうか。

では、子どもに本を読んでやることにはどんなことが含まれているのでしょうか。およそ次のように、親子で一冊の本を読みあげるということは、ともに心を通わせることになります。

③子どもは、おかさんには本を読んでもらうと、おかさんの声を耳でとらえ、絵を目で追いながら頭の中にお話のイメージを描き楽しむことができます。

①子どもにとって、親が仕事の手を休め、自分のために本を読んでくれるということは、何よりもうれしいことです。

②子どもに本を読んでやりながらおもしろくて思わずふきだしてしまったり、あるいは、読み進むうちに涙を誘われ、しばらく次のことばが出なかつたりといふことが多いです。そして、今まで子どもに本を読んでやつて、子どもに読む力がつかないからどうでしょうか。

これはとてもありません。ということは、文字は読めてもお話を楽しむことができないのです。やがて、子どもは読むのが面倒になり苦痛になって本から離れて行くことになります。なぜなら、おかるさんには本を読んでもらうと、おかさんの声を耳でとらえ、絵を目で追いながら頭の中にお話のイメージを描き楽しむことができます。

ございました

金、および歳末に行いました助け合い運動につきましては、みなさま方の暖かいご協力により次のようによい成績をおさめました。

昨年十月に行いました共同募

金、および歳末に行いました助け合い運動につきましては、みなさま方の暖かいご協力により次のようによい成績をおさめました。

△ 共同募金および歳末助け合い運動募金

上川辺四万六千六百八十円、石神二万九千七百五十円、中川辺十万五千七百円、西柄井四万一千二百八十円、下川辺三万八百円、鹿塩一万七千六百八十九円、下飯田五千七百円、福島一万九千六百六十円、比久見三万八千五百六十円、下吉田一万七千二百二十円、下麻生二万七千六百円

▽歳末助け合い運動募金
川辺町仏教会七千円、加茂署扱一万円、萱場工業岐阜労働組合二万円、全金同盟岐阜地方金属中北濃地区協議会(萱場工業岐阜、東和製作所、太陽社電気、日本トムソン岐阜製作所)五千円、役場窓口三百五十二円
以上、合わせて四十二万二千九百八十二円の意の額が集まりました。このうち二十三万七千円を県共同募金会へ、残り十八万五千九百八十二円を町内の生活保護家庭など恵まれない方たちへ歳末助け合い運動の慰問金として届けさせていただきました。

